

Hagi 有限会社 萩観光

新型コロナウイルス感染予防対策

(2020年7月1日改定)



有限会社 萩観光

代表取締役 池谷栄一

1. はじめに

弊社は、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 2 年 3 月 28 日（令和 2 年 5 月 4 日変更）、以下「対処方針」という。）をはじめとする政府の諸決定を踏まえ、弊社における新型コロナウイルス感染拡大防止として、以下の予防対策を実施する。

また、本予防対策の内容は、感染拡大の動向や専門家の知見、これを踏まえた対処方針の改定等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うものとする。

2. 感染防止のための基本的な考え方

弊社は、事業所の立地や運行形態等を十分に踏まえ、事業所内、事業用自動車内、運行経路、立寄先や通勤経路を含む周辺地域において、従業員等の感染を防止するよう努めるものとする。

3. 講じる具体的な対策

3-1. 感染予防対策の体制

- ・ 経営トップが率先し、新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整える。
- ・ 感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守するとともに、労働安全衛生関係法令を踏まえ、衛生委員会や産業医等の産業保健スタッフの活用を図る。
- ・ 国・地方自治体・業種団体等を通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集する。

3-2 バス車内の取り組み

- ・ **バス車内の換気**
運行前後には窓や乗降車扉の開放等、可能な限りの換気を行う
- ・ **バス車内の消毒**
運行ごとに車内消毒に取り組んでおります。（人が触る頻度が高い手すり等）
- ・ **バス車内に消毒液の設置**



3-3. 健康管理

- 全従業員に対して、「たいおんログ」APP（右図）を活用し、毎日体温測定を行った上で、その結果や症状の有無を報告させて記録する。尚、発熱や咳等の症状がある者は自宅待機とする。特に、息苦しさ、だるみ、嗅覚障害といった体調の変化が無いが重点的に確認する。また、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去14日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合においても、自宅待機とする。（運転者の健康管理については、「(3-4) 運転者に対する点呼」の内容も参照すること。）
- 従業員に対して、毎日十分な睡眠を取り、休日は休養に努めるよう求める。



3-4. 乗務員に対する点呼

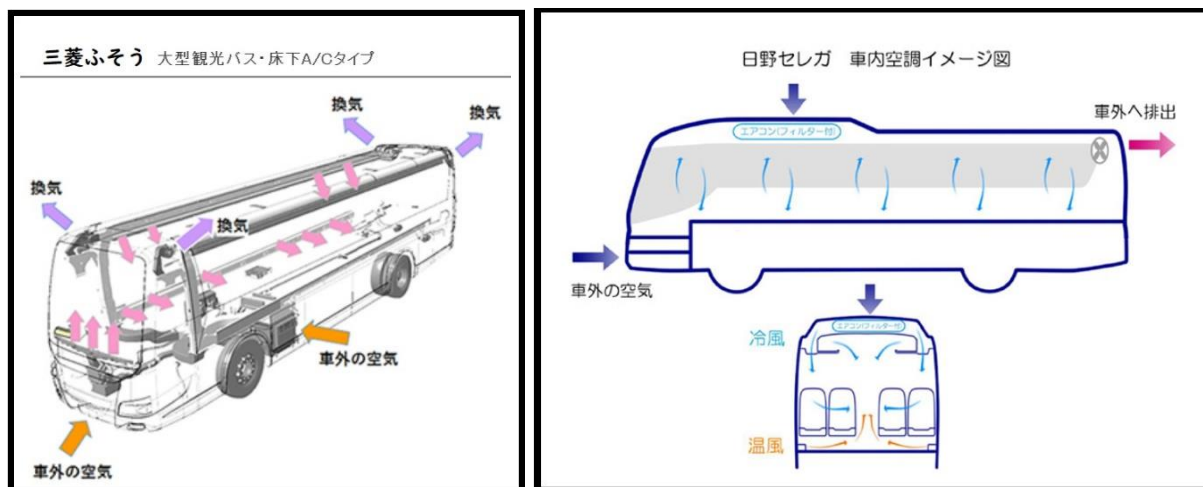
- 対面により運転者に対して点呼を行う際には、適切な距離を保つこと。
- 運行管理者等に対し、マスク着用や、点呼前後の手洗い等の基本的な感染予防対策を講じるよう徹底する。
- 疲労、疾病等を報告させる際には、体温測定の結果を報告させることによる体調の確認を行うこと等により、健康状態を確実に把握するとともに、発熱やせき等の症状があることが確認された場合には、自宅待機とする。
- 始業点呼時に、マスクの着用や手洗いの励行等の感染予防対策が取れていることを確認する。
- 酒気帯びの有無の確認において使用するアルコール検知器については、こまめに除菌することや携帯型アルコール検知器を活用する等複数の検知器を使用すること等により感染防止を徹底する。



3-5. 運行中

- ・ 乗務員は、運行中はマスクの着用を徹底する。
- ・ エアコンによる外気導入や窓開け等の車内換気を行うとともに、車内換気を行っていることを表示する等により、乗客が安心して利用することができるように配慮する。

※弊社のバスは運行中に「外気導入モード」を活用し、車外から新鮮な空気を取り入れることにより、車内空気の入れ替えをしております。



- ・ 乗客の降車後に、窓を開けて換気する等の車内換気に努める。
- ・ 運賃・荷物の受け渡し、荷役等において、マスクや手袋を着用するとともに、書類の受渡しや荷物の積み卸しの際には、相手先との直接接触を減らすよう努め、荷積み前や荷卸し後は車内の消毒を行う。
- ・ 乗務員に対し、乗務中に発熱や体調不良を認めた時は運行管理者に連絡を入れることを徹底するとともに、乗務を中止させる。

3-6. 事業所等への立ち入り

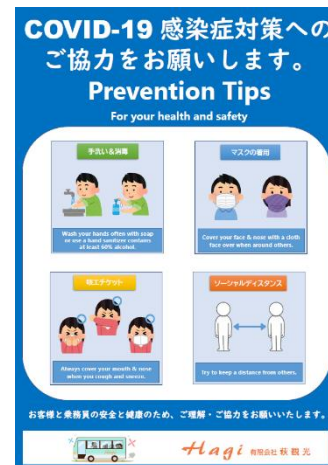
- ・ 取引先等の外部関係者の立ち入りについては、必要性を含め検討し、立ち入りを認める場合は、当該者に対して、従業員に準じた感染防止対策（体温検査・手指消毒・マスクの着用）を求める。



(事業所のポスター)

3-7. 利用者に対する協力をお願い

- ・ バス車内に手指消毒液を装備しており、乗車の度に必ず手指消毒をお願いします。
- ・ マスクの着用をお願いします。
- ・ 体温測定への協力する
- ・ 手洗い・咳エチケット等をお願いします。



(バス車内の案内ポスター)

3-8. 従業員の感染が確認された場合

- ・ 保健所、医療機関の指示に従い運行の実施等を判断する。
- ・ 従業員が感染した旨を速やかに関東運輸局等に連絡する。
- ・ 感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所の消毒を行うとともに、必要に応じて、同勤務場所の勤務者に自宅待機をさせるなどの対応を検討する。
- ・ 感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないよう個人情報を管理する。尚、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取り扱いについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。

(以上)